

令和6年度 社会福祉法人和歌山県福祉事業団事業実施報告

はじめに

令和6年度は、令和6年1月に南紀あけぼの園で発生した虐待事案を受けて、法人の在り方を真摯に検討する1年となりました。法人の過ちを糾すため自ら世間に対して虐待の事実を公表し、また、改善計画の作成には4名の外部委員を虐待防止委員会に参画いただき、虐待案件だけでなくとどまらず法人運営の在り方にまで踏み込んで議論をしました。その議論を受けて、令和6年8月7日に「障害者支援施設南紀あけぼの園における虐待事案 原因分析及び再発防止計画」をまとめました。法人の全管理監督職が虐待のない法人づくりに歩みだし、法人の全職員が過ちを繰り返さないように踏み出しました。ただ、残念ながら、令和6年度末に、多機能型事業所わかば園において虐待認定される事案が再度発生いたしました。令和7年度以降も、これらの虐待事案を忘れないため各事業所の事業計画等において虐待防止対策を記載し、各事業所単位でも引き続き人権擁護・虐待防止に取り組んでいきます。

並行して、令和6年度は、次世代の職員を中心に「和歌山県福祉事業団の未来の姿～基本構想～」の検討を進めてきました。法人職員に今一度、法人の歴史を振り返ってもらう機会とし、また、未来に向かって法人の理念に基づく取り組み、法人にしかできない取り組みを進めていくことを示しました。今の時代に沿うように、職員を大切にする職場環境づくりも進めていきます。私たち和歌山県福祉事業団の職員一人ひとりが、利用者の「おもしろい・ねがい」を追求し、みんなの手で作っていくスタートをきります。

それでは、以下より、令和6年度の各分野の実施事業を報告します。

1. 事業実施報告について

(1) 障害児者福祉分野

- 令和6年6月、手狭になっていた多機能型事業所ばるの生活介護事業を「生活介護事業所からふる」に名称変更を行い、移転しました。併せて、業績不振が続く就労A型事業所ばるの事業を廃止し、同場所にて「就労B型事業所ばる」の新規指定を受けました。

- 過疎地域にある三重県紀宝町において、手をつなぐ親の会からの要望を受け、継続的に紀宝町及び三重県とグループホームの設置について協議を行いました。その結果、グループホーム用地は紀宝町からの無償貸与契約を締結し、令和6年度補正予算による三重県障害者施設整備事業費補助金（社会福祉施設等施設整備費国庫補助金）の交付が決定されました（補助金額29,300,000円）。令和7年度中に、定員7名の共同生活住居がスタートします。
- 令和5年度補正予算での社会福祉施設等施設整備費補助金を受けて「多機能型事業所えん」の新築移転が完成しました。令和7年4月1日より業務を開始しています。
- 令和6年度は障害児通所支援事業の在り方の再検討を行いました。「児童デイサービスあい・らんど」を令和7年3月末をもって閉所。利用者数の伸び悩みによる経営不振に加えて、職員確保の困難さが大きな理由となりました。また、「児童デイサービスあい」についても、児童発達支援を廃止し、令和7年度より放課後等デイサービスのみに切り替えました。児童発達支援利用者数の伸び悩み及び職員の効率的配置を検討した結果です。
- 平成22年度より東牟婁圏域にて運営してきた「ホームヘルプはーとふれんど」を令和6年度末をもって廃止しました。従業者（訪問介護員）の確保が困難となり、事業継続が難しいと判断したものです。
- 各障害児者入所施設から5名の方が令和6年度中に地域移行をされています。内訳は、障害者支援施設においては、古座あさかぞ園1名（グループホーム1名）。障害児入所施設においては、有功ヶ丘学園3名（グループホーム3名）、南紀あけぼの園（児童）1名（グループホーム1名）です。

（2）高齢者福祉分野

- 老朽化に伴い「特別養護老人ホーム南風園」及び「養護老人ホーム白寿荘」の移転改築を計画しています。令和5年度に株式会社松田平田設計と設計監理業務等委託契約を締結。令和6年度には総合評価方式による条件付き一般競争入札の実施に向けて業務の支援を受けるために日本公営都市空間株式会社とコンストラクションマネジメント業務の契約、加えて工期の関係から紀州材の早期調達が必要となり材工分離発注による木材の売買契約を先行して行いました。
- また、建築費増大に対応するため、実利用者数が伸び悩み養護老人ホーム白寿荘の定員を実情に見合った形で縮小、共用スペースの効率的利用等により建築スペースの縮小について海南市と協議の上で決定しました。建築費用については、独立行政法人福祉医療機構及び三井住友銀行に対して6億円の建築費の借入れについて理事会で議決し、協議を継続しています。

- 過疎化が進む龍神地区の事業展開については、新たにグループホームのとして使用予定の物件を購入し、一部改築工事を行いました。将来的には、14名～15名程度のGHの利用者を想定し、きずな館との一体的な事業運営を計画していく予定としています。ただ、上述、南風園及び白寿荘の建替え工事に伴う建築費増大を踏まえ、GH実施のための改修工事等は慎重に検討していくこととしています。

(3) 児童福祉分野

- 国は、社会的養護（保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護すること）における家庭養護等を進めており、児童養護施設については、小規模多機能化・地域分散化が求められています。このことを受けて児童養護施設「ひまわり寮」を令和6年度小規模グループケアに移行、また、和歌山県児童養護施設等生活向上環境改善事業費補助金（補助金額7,996,450円）を受け小規模グループケアに見合った施設に改修を行いました。

(4) 地域における公益的な取組

- 令和6年度は、地域における公益的な取組として新たに御坊市において子ども食堂を実施しました。御坊の地域福祉の向上のため、日高圏域の各事業所から担当者を出して検討を進めました。地域住民や学生などがボランティアとして参加いただき、また、活動に協賛いただいた企業や個人から寄付をいただくこともありました。徐々に地域に根差した取り組みとなってきています。令和7年度は新宮市での実施を検討していきます。

2. 社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制の整備について

社会福祉法施行規則第2条の25第2項第2号の規定に基づき、令和6年度に係る標記の件について以下のとおり報告します。

○ 令和7年3月4日に開催した第160回理事会において、「内部管理体制の基本方針」に係る関連規程である「処務規則、内部通報制度に関する規程」を改正しました。

（「内部管理体制の基本方針」3の（3）及び9の（1）関係）

※ 「内部管理体制の基本方針」に係る以下の規程等のうち、「内部管理体制の基本方針」の内容に係る一部改正若しくは制定を理事会に行った場合は、社会福祉法施行規則第2条の25第2項第2号の規定に基づき、当該理事会を含む会計年度の事業報告に、その旨盛り込むこととします。

ア	文書等管理規程	《「内部管理体制の基本方針」	1の（1）関係》
イ	リスク管理規程	《「内部管理体制の基本方針」	2の（1）関係》
ウ	処務規則	《「内部管理体制の基本方針」	3の（3）関係》
エ	経営5ヶ年計画	《「内部管理体制の基本方針」	3の（4）関係》
オ	福祉サービスにかかる支援の基本構想	《「内部管理体制の基本方針」	3の（4）関係》
カ	職員倫理綱領	《「内部管理体制の基本方針」	4の（1）関係》
キ	職員行動規範	《「内部管理体制の基本方針」	4の（1）関係》
ク	内部通報制度に関する規程	《「内部管理体制の基本方針」	9の（1）関係》